

令和4年度第6回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月5日（月）13時30分～13時55分
2. 開催場所 市役所5階 会議室
3. 議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の承認について 9件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 10件
議案第3号 農用地利用集積計画について 所有権移転 2件
4. 報告
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 7件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について 4件
5. 出席委員 14名
会長：12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、4番細谷修、5番斉藤ひろ子、6番川野英一、7番農宮弘子、8番板倉善紀、9番篠崎輝武、10番戸田敏一、11番吉井亨、13番市原勉、14番平山光子、15番日暮俊雄
6. 欠席委員 なし
7. 事務局 羽生田事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員15名中、15名出席しておりますので、総会は成立しております。定足数に達しておりますので、これより令和4年度第6回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名ですが、本日は、15番日暮委員と1番大木委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、3議案でございます。議案第1号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の承認については、同一事業による9件でございます。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、7事業、10件でございます。議案第3号、農用地利用集積計画については、所有権移転が2件となります。

農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和4年8月29日午前9時より、3班の板倉委員、戸田委員、池田会長、市原委員、平山委員にご出席いただき、実施いたしました。以上、ご報告申し上げます。

議　長　それでは、議案第1号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の承認について審議に入ります。申請番号1について、戸田委員より意見発表をお願いいたします。

10番　番号1から9について説明いたします。本件は、同一案件ですので一括で説明します。本件は、農地法第5条の規定による一時転用、使用貸借権の設定です。目的は、砂利採取用地の期間延長です。期間は、令和4年11月1日から令和6年10月31日まで、面積は、18筆、12,101.58平方メートルの畑です。特に問題はないものと思われます。以上です。

議　長　担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局　議案書の4ページから5ページをお願いいたします。

申請番号1から9は、小野地先で行われている砂利採取事業に伴う申請です。場所は、小野の丘山地区コミュニティセンターの南側に位置する山砂採取場の一角になります。本申請地につきましては、令和2年10月及び令和3年1月に使用貸借権の設定による一時転用の許可を受け、その後の計画変更手続きにより、工事期間の完了予定を令和4年10月31日としておりましたが、今後の需要増大に対応するため、更に令和6年10月31日まで延長したいとするものです。

補足説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議　長　事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議　長　異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、板倉委員より意見発表をお願いいたします。

8 番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、西福俵字一丁目の畑、830平方メートルの農地です。転用の目的は、土地分譲3区画です。土地区画整理地内なので、周辺農地への影響はありません。排水は、雨水は前面側溝に排水、汚水は本下水道へ接続する計画です。8月29日に現地を確認しましたが、特に問題となる状況は見られませんでした。申請に必要な書類もすべて整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきまして、市原委員より意見発表をお願いいたします。

13 番 番号2について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、北之幸谷字堀之内の田、1筆、402平方メートルの農地です。転用の目的は、専用住宅1棟の建築です。転用に伴い山砂による埋め立てを行う予定です。埋め立て等工事計画書も添付されております。また、汚水雑排水は、浄化槽を設置し道路側溝に接続し、雨水は敷地内処理とします。申請に必要な書類もすべて整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号3につきまして、私より意見発表をいたします。

12 番 番号3について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による転用を伴う使用貸借権の申請です。申請地は、田中字柚ノ木、地目は田で、現況は畑、330平方メートルの農地です。転用の目的は、専用住宅1棟の建築です。転用に伴う造成工事はありません。隣接農地への被害防除対策については、周囲に土留擁壁を設置し、土砂の流出を防止する計画です。また、排水については、雨水は既設の水路に放流し、汚水は合併浄化槽を利用し、排水路へ放流する計画です。なお、譲渡人と譲受人は親子関係であります。申請に必要な書類もすべて整っておりますので、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号4につきまして、平山委員より意見発表をお願いいたします。

14 番 番号4について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、田間二丁目の畑、264平方メートルの農地です。転用の目的は、専用住宅1棟の建築です。排水ですが、汚水は公共下水道に接続、雨水は敷地内浸透です。申請地は、田間区画整理地内であり、申請に必要な事業計画書、資金計画書、残高証明書等の書類も揃っており、8月29日に現地を確認したとこ

ろ、特に問題となるようなことはないと思われます。以上です。

議 長 次に、申請番号5につきまして、私より意見発表をいたします。

12番 番号5について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、台方字神前、地目は田、面積は1567平方メートルの農地です。転用の目的は、宅地分譲6区画です。現状が田のため、初めに埋め立て工事を実施し、その後に整地、ライフラインの整備、道路舗装工事を実施します。隣接農地への被害防除対策については、排水路や隣接地境にはブロック塀、擁壁等を設置し、土砂流出防止に努めます。また、排水については、雨水は排水路に放流し、汚水雑排水は合併浄化槽を利用し、排水路へ放流する計画です。申請に必要な書類もすべて整っておりますので、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号6につきまして、板倉委員より意見発表をお願いいたします。

8番 番号6について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、川場字君ヶ代の田、2筆で316平方メートルの農地です。転用の目的は、宅地分譲1区画、貸駐車場4台分です。転用に伴う造成工事はありません。周辺は宅地のため、農地への影響はありませんが、隣接地境にはブロック塀を設置し土砂流出防止に努めます。排水については、雨水は自然浸透、汚水は公共下水道を利用する計画です。8月29日に現地を確認しましたが、特に問題となる状況は見られませんでした。申請に必要な書類もすべて整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号7から10につきまして、市原委員より意見発表をお願いいたします。

13番 番号7から10について、関連する案件ですので、一括して説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、北之幸谷字杉ノ木の田2筆446平方メートル、畑3筆782平方メートル、合計1,228平方メートルの農地です。転用の目的は、長屋住宅の建築です。砕石等により造成を行い、隣接地境にはブロック塀を設け土砂の流出を防止します。また、排水については、雨水は排水路に接続し、汚水は浄化槽で処理し排水路に放流します。申請に必要な書類もすべて整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、大和幼稚園の北、約250メートルに位置しています。転用の目的は、宅地分譲3区画の用地と

するものです。立地基準につきましては、申請地は土地区画整理事業の施行済区域内にありますので、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号2は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東金警察署の南東、約500メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅用地です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれ、かつ土地改良事業施行区域内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、金融機関からの融資により賄う計画となっており、融資証明書が添付されています。

申請番号3は、親子間の使用貸借権の設定を伴う転用の申請です。場所は、大和地区コミュニティセンターの北西、約50メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅用地です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号4は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、ふれあいセンターの南、約50メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅用地です。立地基準につきましては、申請地は土地区画整理事業の施行済区域内にありますので、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号5は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、城西小学校の南西、約450メートルに位置しています。転用の目的は、宅地分譲6区画の用地です。立地基準につきましては、申請地は都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号6は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東金中学校の南西、約500メートルに位置しています。転用の目的は、宅地分譲1区画と貸駐車場4台の用地です。立地基準につきましては、申請地は都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

7ページをお願いします。

申請番号7から10は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東

金特別支援学校の南西、約600メートルに位置しています。転用の目的は、長屋住宅1棟の用地です。立地基準につきましては、申請地は、土地改良事業施行区域内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、自己資金及び金融機関からの融資により賄う計画であり、残高証明書及び融資証明書が添付されております。

補足説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 議案第3号、農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の「令和4年第9次農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和4年第9次農用地利用集積計画」についてお諮りします。内容は、所有権の移転、2件、面積合計19,901平方メートルです。売買について、1ページのとおりです。2ページから4ページが提出された農用地利用集積計画各筆明細書、5ページが所有権の移転を受けた者の農業経営の状況です。1番、2番ともに耕作者の規模拡大のため売買することとなりました。1番の買い手については松之郷の農業者、2番の買い手については東中の農業者です。

以上の計画の内容は経営面積、従事日数、経営意欲、青壮年の後継者など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断しました。

利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第3号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

議長 次に、報告第1号から第3号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の9ページから13ページをお願いします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。7月26日から8月25日までに受付した案件は7件で、いずれも相続により所有権を取得したものです。いずれも斡旋等の希望はないとのことです。

議案書の14・15ページをお願いします。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。7月26日から8月25日までに受付した案件は5件です。1番は売買に伴う使用貸借権の解約、2番は売買に伴う賃貸借の解約、3番、4番、5番は転用に伴う賃貸借の解約で、いずれも双方合意によるものです。

議案書の16ページをお願いします。

報告第3号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について」です。4件の照会があり、現地調査を8月10日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和4年9月5日